

令和5年1月診療分から

こども医療費18歳まで無料に!!

洲本市では、令和5年1月1日からこども医療費助成制度を高校生世代まで拡充し、入院に加え、外来等の自己負担額への助成を開始します。

1 受給対象者

次の要件をすべて満たす方になります。

- ①お子様・保護者等とともに洲本市に住所を有している方
- ②婚姻・事実婚状態にない方
- ③健康保険に加入し、保護者等の扶養を受けている方
- ④18歳到達日以後の最初の3月31日までの方



現在のこども医療費制度は
こちら



※監護している保護者等が複数おり、いずれかが転勤等を理由に洲本市外で別居している場合は、その保護者は洲本市に住所を有するとみなします。

※お子様のみが進学のため一時的に洲本市外へ転出している場合は、監護している保護者等の住所地をお子様の住所地とみなします。

2 所得制限基準額

保護者・扶養義務者それぞれの市町村民税所得割額の合計額が23万5千円未満

- 保護者・・・子どもを現に監護している親権を行う者若しくは未成年後見人又はこれらに準ずる者
- 扶養義務者・・・保護者以外の者が医療保険証の世帯主又は被保険者のとき、世帯主又は被保険者
保護者以外の者が受給対象者を税法の扶養にとっているとき、その税申告者

※市町村民税所得割額は、次の方法で算定します。

- ①住宅借入金等税額特別控除、寄附金税額控除及びふるさと納税ワンストップ控除適用前の額です。
- ②市町村民税の扶養控除見直し前の旧税額により算定します。
- ③指定都市の税率で市町村民税が賦課される場合は、指定都市以外に住所を有する者とみなして算定します。

$$\text{算定額} = \text{令和4年度市町村民税所得割額} + \text{寄附金税額控除額} + \text{住宅借入金等特別控除額} \\ - (0\sim 15\text{歳の扶養人数} \times 19,800\text{円} + 16\text{歳}\sim 18\text{歳の扶養人数} \times 7,200\text{円})$$

(計算例)

父の市町村民税所得割額：14万円
寄附金税額控除額：1万円

母の市町村民税所得割額：10万円
住宅借入金特別税額控除：1万円

- 9歳と17歳の扶養親族がいる場合

$$14\text{万円} + 10\text{万円} + 1\text{万円} + 1\text{万円} - (9\text{歳}1\text{名} \times 19,800\text{円} + 17\text{歳}1\text{名} \times 7,200\text{円}) \\ = 233,000\text{円} \Rightarrow 235,000\text{円未満のため助成対象}$$

注意事項

令和4年1月1日から現在までの間に転入された方、お子様の保護者等で洲本市以外で所得を申告している方は、所得課税証明書が必要になります。

3 助成内容

令和5年1月1日以後の診療分より、入院費の他に通院費等の保険診療の自己負担相当分も助成範囲の対象となり、中学生以下の子どもと同様の助成内容となります。



医療費	所得制限	就学前	小中学生	高校生	高校生世代
外来（保険診療）	あり	無料	無料	対象外	無料
入院（保険診療）	あり	無料	無料	無料	無料

※他の助成制度が適用になる場合は、適用後の自己負担分を償還払いにより助成します。
※健康保険が適用されない診療、入院時の食事療養費、高額療養費該当部分、学校管理下での負傷・疾病、交通事故など第三者の行為による治療等は対象になりません。

4 医療証の交付

医療証の交付には申請が必要です。

申請者は、対象の子どもを養育している保護者等です。

同封の申請書に必要事項を記入し、**対象となるお子様の健康保険証のコピー**を添付の上、返送をお願いします。

※洲本市で重度障害者医療または母子家庭等医療を受給している高校生等も申請が必要です。
※**申請期限は、令和4年10月31日（月）**です。期限内での申請にご協力をお願いします。

5 他公費医療制度の優先適用について

福祉医療費助成制度は、福祉医療以外の他の公費負担医療制度が優先される制度のため、他の公費負担医療助成制度が利用できる方は、その申請（更新）をいただき、受診の際は他公費医療の受給者証を医療機関等の窓口にご提示ください。

福祉医療費助成制度を継続的・安定的に運営していくためにも、福祉医療と他公費医療の併用助成にご理解とご協力をお願いします。

洲本市公式マスコット
「なのは」



★医療機関・薬局の適正受診について（お願い）★

福祉医療費助成は皆様にお納めいただいた税金から成り立っています。福祉医療費助成制度を維持するためにも、医療機関・薬局の適正受診にご理解とご協力をお願いします。

- 休日や夜間の受診を見直しましょう！（医療費が高くなります）
- お薬手帳を持参し、お薬のもらいすぎに注意しましょう！
- ジェネリック医薬品（後発）を活用しましょう！

